

令和 4 年度事業計画

～人と人との手を取り合い支えあって健やかに暮らせる福祉のまちづくり～

《第 4 次地域福祉活動計画 基本理念》(実施期間：平成 31 年度～令和 5 年度)

～誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる

『ともに生きる豊かな地域社会』づくりの推進～

《第 1 次発展・強化計画 使命》(実施期間：令和 3 年度～令和 5 年度)

I. 本年度の方針

近年、少子・高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での支え合い機能が低下する中、制度外や狭間にある問題、分野をまたがり様々な要因が複雑に絡み合った複合的な問題など、従来の施策・サービスでは対応できない様々な生活課題が増加しています。これらの課題解決には総合的・横断的な対応が求められます。そのような中、国において、社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。このことにより、地域共生社会の実現に向けて、多機関協働による取組みを進めることが求められています。これまで本会が取り組んできた「住民相互の見守り・支えあい」・「地域連携・協働」による福祉のまちづくりと重なるもので、本会の果たすべき役割は益々重要となっています。

また、新型コロナウイルスの感染はいまだ拡大しており、地域においては、コロナ禍で改めて人と人との関わりの大切さが確認され、新たなつながり方による地域づくりに取り組んでいく必要性が高まっています。そのため「誰もが協働し、話し合い、支え合い、安心して暮らすことができる地域」を目指し、住民同士の福祉コミュニティづくりである「地域福祉ネットワーク活動(小地域福祉活動)」の推進を今後も重点事業に掲げて、地域住民・行政・関係機関と連携を図りながら積極的に取り組みます。

事業運営につきましては、本年度より新規事業として「水巻第一保育所の運営」を開始します。保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所です。子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる保育を目標に掲げ、安心・安全・適正な保育所運営に取り組めます。

本年度も、基本理念である『人と人との手を取り合い支えあって健やかに暮らせる福祉のまちづくり』及び使命である「誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる『ともに生きる豊かな地域社会』づくりの推進」を念頭に、地域住民、関係機関の参画のもと、行政機関と連携しながら事業を推進してまいります。

II. 重点事業

1. 法人運営について

地域福祉を推進する中核的な団体として、住民の皆様から信頼される組織づくりを目指します。

また、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公平性の確保を図るとともに、説明責任を果たせるように努めます。さらに、法人組織として適切な運営、多様なニーズに対応できるよう事務局体制の強化を図ります。

2. 地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりのため、人と人同士が手を取り合い支えあう環境づくりに取り組んでいます。今後も、区長会や民生委員・児童委員協議会、地区公民館長連絡協議会、老人クラブ連合会等のご協力をいただきながら、「見守り」や「支え合い」を行う地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）や地区公民館を利用した「仲間づくりの活動」であるサロン活動の推進に取り組みます。本年度も、福祉会を組織化されている地域への活動支援として、地域福祉ネットワーク活動地区連絡会を開催し、情報提供・情報交換することにより、地域活動の活性化に努めます。

- (1) 地区説明会の開催
- (2) 地域福祉ネットワーク活動地区連絡会の開催
- (3) 地域福祉ネットワーク講習会の開催
- (4) 地域福祉ネットワーク活動助成金の交付 ほか

3. 生活支援体制整備事業第2層運営業務の推進

町より生活支援体制整備事業の一部を受託しています。この事業では、生活支援コーディネーターを配置し、小学校区での協議体（話し合いの場）を設置して、住民と意見を交わしながら、住民主体の福祉コミュニティづくりに取り組んでいます。協議体が、定期的な情報共有・連携強化の場となり、さらに、それぞれの地域の特性をいかにしながら住民のニーズや課題が把握でき解決を試みるような仕組みづくりを町行政や関係機関と連携を図りながら推進します。

- (1) 校区協議体（第2層）の開催
- (2) 地域資源・生活支援ニーズの把握
- (3) 地域資源の開発
- (4) 生活支援ニーズと担い手との調整
- (5) 関係者間の情報共有及び連携の体制づくり ほか

4. 地域における権利擁護の充実

認知症高齢者、知的障がい及び精神障がい等により判断能力が十分でない方々が、地域（在宅や施設）で安心して暮らせるように、「権利擁護センター」を設置し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、町行政と連携のもと、町民及び地域とともに、医療・介護・福祉関係者、家庭裁判所、専門職団体、関係機関と相互に協働する「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。

- (1) 権利擁護センター運営委員会の開催（推進会議・ケース検討会議の開催）
- (2) 地域連携ネットワークの構築に関する業務
- (3) 成年後見制度等の周知及び啓発業務
- (4) 成年後見制度等の相談及び利用促進業務
- (5) 法人後見及び市民後見人の養成及び支援業務
- (6) 後見人等の支援等に関する業務
- (7) 日常生活自立支援事業に関する業務
- (8) 居住支援事業に関する業務 ほか

5. ボランティアセンターの活性化

ボランティアセンター運営委員会を中心に、ボランティア講座の実施によるボランティアの育成、ボランティア活動の啓発、情報提供、需給調整に努めるとともに、センター機能を充実させます。

また、福祉分野以外の分野別に所属するボランティア団体について、町行政と情報を共有しながら、町内におけるボランティアの育成にも取り組みます。

今後も、ボランティア連絡協議会との連携強化に努め、ともにボランティアの振興に努めます。

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア講座の開催（普及・啓発）
- (3) ボランティア登録
- (4) ボランティア需給調整
- (5) ボランティア活動保険・行事用保険取扱事務 ほか

6. 地域福祉事業の推進

独自事業である「あんしん生活支援サービス事業」は「自立に必要なサービスを提供する」ことを目的に実施しています。今後も公的サービスの対象とならないサービスとして、入退院時の介助、入院中の洗濯等の日常生活に必要なサービスを提供し、自立支援を目指した事業の推進に取り組みます。

7. 居宅介護等事業の推進

今後も継続して適正な事業運営に努め、利用者の皆様が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように支援します。

また、良質なサービスを安定して提供できるよう、利用者の皆様が安心して利用できるよう職員の資質向上に努めます。

- (1) 介護保険事業・・・居宅介護支援事業、介護予防支援事業、
- (2) 本会独自事業・・・あんしん生活支援サービス、外出支援サービス事業
- (3) 町の受託事業・・・移動支援事業、産後ヘルパー事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、養育支援訪問事業

8. シルバー能力活用事業の運営

本事業は、社会の第一線を離れた高齢者の働く意欲と経験・能力の再活用を図ることによって社会参加を促し、「社会的地位の向上」と「生きがい」及び「健康対策」を目的としています。今後益々高齢化が進むにつれ就労者の増加が見込まれるため、多くの就労者に仕事を確保できるよう事業の周知に努めます。また、良質なサービスを提供できるよう、就労者の資質向上及び知識・技術の指導教育を徹底します。

- (1) シルバー能力活用事業の啓発
- (2) 就労者の適正確保
- (3) 事業量の確保
- (4) 就労者の資質向上
- (5) 就労中の安全確保 ほか

9. 保育所事業の運営

令和4年4月1日より「水巻第一保育所」の運営を開始します。子どもたちの健全な育成のため、職員の資質向上に努めます。また、家庭・地域社会との連携を密にして保護者が安心して就労できるように、子育て家庭を支援します。

- (1) 保育理念「生きる力の基礎を育てる」～保護者・地域とともに
- (2) 保育方針・保育を通して五感を育み、1人ひとりの個性を尊重し認めていく
 - ・様々な体験を積み重ね、食べる意欲の基礎をつくる
 - ・基本的な生活習慣を身につけ、心身共に健康な体をつくる
 - ・地域における子育て支援の拠点となるような社会的役割を果たす

- (3) 保育目標 “自分ってすごい” と思える子に・・・
 - ・心身ともにたくましく
 - ・自分で考え行動する
 - ・豊かな感性をもつ
 - ・思いやりの心をもつ

Ⅲ. 具 体 的 な 事 業

重点事業の他、次の事業を行います。

1. 広報活動の充実

社協だよりを年4回（5月、7月、11月、2月）発行し、社協事業の啓発に努め、住民の社協活動への理解と協力を呼びかけます。また、ホームページによる最新情報の発信に努めます。

今後、地域に出向いて実施している事業説明会の開催を積極的に取り組みます。

2. 児童福祉の推進

- (1) 福祉教育教材の配布（小学4～6年生）
- (2) 低所得世帯児童の小学校入学支度金助成
- (3) 低所得世帯児童の修学旅行費補助
- (4) 福祉教育の実施（高齢者疑似体験・車椅子体験学習など）
- (5) 学校用務員業務の受託（町）

3. 高齢者福祉の推進

- (1) 愛の一声運動（ヤクルト配達）
- (2) 花いっぱい運動の実施
- (3) 敬老の日「長寿記念品」の贈呈（70歳以上）
- (4) 福祉バス運行業務の受託（町）

4. 在宅障がい者(児)福祉の推進

- (1) 団体に対する活動助成
- (2) 個人・団体に対する活動支援や情報提供
- (3) ボランティア連絡協議会所属団体との交流の推進

5. 母子・父子世帯福祉の推進

- (1) 団体に対する活動助成
- (2) 個人・団体に対する活動支援や情報提供

6. 献血運動の推進

商工会、食生活改善推進会、各企業の協力を得て、町内店舗（年2回）と中央公民館（年2回）計4回の献血を実施します。

7. 住民相談事業の推進

- (1) 住民相談の毎週2回開設（月・金曜日）
- (2) 行政相談の年16回開設（月曜日）

- (3) 弁護士による法律相談の年 22 回開設
- (4) 司法書士による法律相談の年 6 回開設
- (5) 介護支援専門員による介護相談の年 6 回開設

8. 精霊流しの実施

8 月 15 日に伝統行事の継承、河川の環境美化と香典返し寄付へのお礼を込めて、遠賀川河川敷猪熊公園で実施します。

9. 宅配事業の実施

水巻町より受託の配食サービス事業で、利用者の安否確認を行いながら、夕食用の弁当を週 5 回宅配します。

10. 社協と民児協との連携強化

社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会は、地域福祉向上を目指し、連携を強化し、地域福祉活動の推進に取り組みます。

11. 社協と区長会との連携強化

本年度も社会福祉協議会の会費や募金活動、献血の広報、協議体（話し合いの場）、地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）の推進にご協力いただく各自治会の中核として連携強化を図ります。

12. 社協と地区公民館長連絡協議会との連携強化

本年度も地区公民館を活用した協議体（話し合いの場）やサロン活動、地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）の推進などの協働のまちづくりに、地区公民館長連絡協議会と連携しながら取り組みます。

13. 社協と老人クラブ連合会との連携強化

少子高齢化が進む中で、地域福祉を推進するためには、老人クラブ連合会との連携は不可欠です。今後も連携を密にしながら、地域福祉の推進に取り組みます。

14. 町行政とのパートナーシップ

町が主催する会議、協議会並びに各種計画策定に委員として参画するなど、町行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

15. 共同募金会への協力

共同募金配分金は、社協事業運営の上で欠くことのできない財源です。共同募金事業に、住民の皆様にご理解とご協力が得られるよう啓発活動に努めるとともに、計画的な募金活動に取り組みます。

- (1) 赤い羽根共同募金（10 月 1 日～12 月 31 日）
- (2) 歳末たすけあい募金（11 月 1 日～12 月 31 日）

16. 在宅福祉用具等の貸出

急な病気や怪我、入院中の外泊などによる一時的な利用等において、ベッド・車椅子の貸出を行います。

17. 生活福祉資金貸付事務

福岡県社会福祉協議会からの受託事業として、生活福祉資金貸付・償還事務を行います。

18. 災害時相互協力協定の締結

- (1) 災害時における職員派遣に関する協定の締結
 - ・水巻町
- (2) 水巻町災害ボランティア本部の設置・運営等に関する協定の締結
 - ・水巻町
- (3) 広域災害時相互協力協定の締結
 - ・中間市・遠賀郡内の社会福祉協議会
 - ・公益財団法人ひびき青年会議所
 - ・福岡県社会福祉協議会
- (4) 災害時相互協力協定の締結
 - ・中間市・遠賀郡内の社会福祉協議会
 - ・遠賀ロータリークラブ

19. みずまき社会福祉法人ネットワーク(連絡会)事務局の設置

町民の地域福祉の向上を目的に、町内の高齢者・障がい者・保育所などの社会福祉法人と相互に情報交換を行い、連携を密にするため連絡会を設置しています。今後も、以下の地域貢献事業に取り組みます。

- (1) 参加法人名
 - ・福祉松快園
 - ・はまゆう福祉会
 - ・めぐみ会（水巻学園）
 - ・水巻北保育所
 - ・水巻みなみ保育所
 - ・なおみ会
 - ・水巻町社会福祉協議会
- (2) 地域貢献事業
 - ・ふくし総合相談窓口の開設
 - ・ふくし出前講座の実施
 - ・共催事業（地域福祉推進に関する講演など）
 - ・災害時スマートフォン等充電ステーションの設置

20. 法務省の人権擁護機関との連携強化

「地域共生社会の実現」に向けて、地域において人権擁護の取り組みを推進し、社会的孤立や排除などのない地域づくりを進めるため、人権擁護機関との連携強化に努めます。

21. 生活困窮者支援関係機関との連携強化

生活困窮者の包括的な支援体制構築のため、町行政・県自立相談支援事務所・県保健福祉環境事務所などの関係機関との連携強化に努めます。